



NISSAY  
ASSET MANAGEMENT

# News Release

ニッセイアセットマネジメント株式会社

2018年4月16日

## ニッセイオーストラリア利回り資産ファンド(資産成長型)

### 愛称：豪州力

の設定について

ニッセイアセットマネジメント株式会社(社長：西 啓介)は、追加型の株式投資信託「ニッセイオーストラリア利回り資産ファンド(資産成長型)」の設定・運用開始を2018年5月2日に予定しています。

当ファンドは、投資対象とする「LM・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)」および「LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」を通じ、「豪ドル建ての公社債」、オーストラリアの証券取引所に上場している「株式」および「不動産投資信託(以下「リート」といいます)を含む投資信託証券」を実質的な主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

商品名：ニッセイオーストラリア利回り資産ファンド(資産成長型)  
商品分類：追加型投信／海外／資産複合  
購入の申込期間：2018年5月2日(水)以降  
設定日：2018年5月2日(水)  
取扱販売会社：株式会社SBI証券、楽天証券株式会社、株式会社広島銀行  
※取扱い開始日等の詳細は、販売会社へお問合せください。

### 当ファンドの特色

- ① 豪ドル建ての多様な利回り資産に実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。**
  - 利回り資産とは、インカム収入(利子や配当)が期待できる以下のような資産を指します。
    - ・債券(国債、州政府債、国際機関債、社債等)
    - ・相対的に配当利回りの高い「株式」および「リートを含む投資信託証券」
  - 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ※を行いません。  
※為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。
- ② 「債券」と「株式・リート等」への投資比率は概ね均等とすることを基本とします。**
  - 各資産への投資は、以下のファンドを通じて行います。
    - ・債券：「LM・オーストラリア債券ファンド(適格機関投資家専用)」
    - ・株式・リート等：「LM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)」
- ③ 年2回決算を行います。信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を抑制する方針です。**
  - 毎年5・11月の各28日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

**!** 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## ■商品概要

|                     |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|------------------------------------------------------------|--------|
| 購入単位                | 販売会社が定める単位とします。                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 購入価額                | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。<br>● 収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 換金価額                | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 換金代金                | 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 申込締切時間              | 原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 信託期間                | 2026年5月28日まで(設定日：2018年5月2日)                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 申込不可日               | 申込日または申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所(半休日を含みます)、シドニー先物取引所、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 繰上償還                | 委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 決算日                 | 5・11月の各28日(該当日が休業日の場合は翌営業日)<br>● 初回決算日は、2018年11月28日とします。                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 受託会社                | みずほ信託銀行株式会社                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 購入時                 | 購入時手数料<br>(1万口当り)                                                                                                           | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.24%(税抜3.0%)を上限</b> として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。<br>● 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。                                                                                                                                                                                                                                                                          |                     |                                                            |        |
| 換金時                 | 信託財産留保額                                                                                                                     | ありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                     |                                                            |        |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 毎日                  | 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                            | ファンドの純資産総額に年率1.134%(税抜1.05%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                     |                                                            |        |
|                     |                                                                                                                             | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">投資対象とする<br/>指定投資信託証券</td> <td>年率0.5508%(税抜0.51%)<br/>● 指定投資信託証券に各50%(基本投資比率)で投資した場合の料率です。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実質的な負担</td> <td>ファンドの純資産総額に<b>年率1.6848%(税抜1.56%)程度</b>をかけた額となります。<br/>● 上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。</td> </tr> </table> | 投資対象とする<br>指定投資信託証券 | 年率0.5508%(税抜0.51%)<br>● 指定投資信託証券に各50%(基本投資比率)で投資した場合の料率です。 | 実質的な負担 |
|                     | 投資対象とする<br>指定投資信託証券                                                                                                         | 年率0.5508%(税抜0.51%)<br>● 指定投資信託証券に各50%(基本投資比率)で投資した場合の料率です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                     |                                                            |        |
| 実質的な負担              | ファンドの純資産総額に <b>年率1.6848%(税抜1.56%)程度</b> をかけた額となります。<br>● 上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 監査費用                | ファンドの純資産総額に年率0.0108%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                     |                                                            |        |
| 随時                  | その他の費用・手数料                                                                                                                  | 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。<br>また、ファンドが投資対象とするLM・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用)において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。                                                                                                                                                          |                     |                                                            |        |

■ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

## ■投資リスク

当ファンドは、主に外国の債券、株式および不動産投資信託証券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格の下落または組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響、組入株式の価格の下落または発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響、組入不動産投資信託証券の価格の下落または発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え、為替の変動により損失を被ることがあります。

**ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

当ファンドの基準価額の主な変動要因としては、「株式投資リスク」「不動産投資信託(リート)投資リスク」「債券投資リスク」「為替変動リスク」「流動性リスク」などがあります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## ■分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## ■ご留意いただきたい事項

- 当プレスリリースは投資の判断を行って頂くものではございません。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- 当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は保険契約や金融機関の預金ではなく、保険契約者保護機構、預金保険の対象とはなりません。証券会社以外の金融機関で購入された投資信託は、投資者保護基金の支払対象にはなりません。

設定・運用は



ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会